

栃木市監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

令和2年12月21日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

1. 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
2. 監査の期間 令和2年10月8日から令和2年11月5日まで
3. 監査の対象 栃木第四小学校 栃木第五小学校 岩舟小学校
静和小学校 栃木西中学校 栃木南中学校
岩舟中学校
4. 監査の着眼点
 - (1) 歳出予算の執行について
 - ・ 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
 - (2) 収入の確保について
 - ・ 滞納に対する措置は適切かつ効果的に行われているか。
 - (3) 入札・契約事務について
 - ・ 入札等の手続きは適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また契約事務は適正に行われているか。契約内容に不備はないか。
 - (4) 財産管理について
 - ・ 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
 - (5) 現金取り扱い事務について
 - ・ 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。

- (6) 内部統制の整備及び運用状況について
 - ・ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。またミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
- (7) 学校生活における安全確保について
 - ・危機管理体制、実験用薬品や刃物等の管理、給食等のアレルギー対応等は、適切に行われているか。

5. 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行う事により実施した。

6. 監査の結果

(1) 総括

1 から 5 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

学校施設の管理及び備品の保管状況は良好であった。

また、監査対象校でのアレルギー対応については、各学校とも市のアレルギー対応マニュアルに沿った形で対応しており、エピペン対象の児童・生徒が在籍する学校のエピペンの管理は徹底されていた。

(2) 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

(3) 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は見られなかった。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

(4) 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。